

第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

## 1. 目的

男女共同参画社会基本法第14条第3項及び泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条に基づく第4次泉大津市男女共同参画推進計画(以下「本計画」という。)の策定にあたっては、本市の現状や課題等を洗い出し、整理するとともに、本市が持つ特徴及び特色を考慮した上で、本計画に盛り込み、本市における男女共同参画社会の形成を促進するために実効性のある指針とする必要があります。

そこで、豊富な情報、知識、高度な専門知識を有する受託事業者に、第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務において必要な支援を受け、効率的に計画を策定するために公募型プロポーザルを実施するものです。

本要項は、その手続きについて必要な事項を定め、本市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものです。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

「第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務」

### (2) 業務の内容

別紙「第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 業務費限度金額

令和6年度(上限) 2,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度(上限) 3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。なお、候補者決定までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例1号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。

- ①旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ③会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
- (4) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (5) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、国や地方公共団体から指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去 10 年以内に地方公共団体における男女共同参画推進に関連する計画策定支援業務の実績があること。
- (7) 本業務の主导者は、上記（6）の業務において、総括責任者又は主担当者として業務実績のある人員であること。
- (8) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

#### 4. スケジュール概要(予定)

項目	日程
募集開始	令和 6 年 12 月 13 日(金)
参加資格確認申請書提出期間	令和 6 年 12 月 13 日(金)～12 月 24 日(火)午後 5 時 00 分
質問書提出期間	令和 6 年 12 月 13 日(金)～12 月 20 日(金)正午
質問書回答日	令和 6 年 12 月 23 日(月)
参加資格結果通知	令和 6 年 12 月 25 日(水)
企画提案書提出期間	令和 6 年 12 月 26 日(木)～ 令和 7 年 1 月 31 日(金)午後 5 時 00 分
辞退届提出期限	令和 7 年 1 月 31 日(金)午後 5 時 00 分
第 1 次審査（書類選考）	令和 7 年 2 月 3 日(月)
第 1 次審査結果通知	令和 7 年 2 月 4 日(火)
第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和 7 年 2 月 14 日(金)【予定】
結果通知、結果公表	令和 7 年 2 月中旬【予定】
契約締結（予定）	令和 7 年 2 月下旬【予定】

## 5. 募集要項及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間 令和6年12月13日(金)から12月24日(火)午後5時00分
- (2) 配布方法 泉大津市ホームページからダウンロードする。  
(掲載場所：ホーム→各課のページ→市長公室→人権くらしの相談課→重要なお知らせ)
- (3) 配布資料
  - ア 第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項
  - イ 第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託仕様書
  - ウ 第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル様式集  
(様式1～10)

## 6. 参加資格確認申請書の提出

「3. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の必要書類をすべて揃えて正本したものを各1部ずつ提出すること。なお参加資格確認申請書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

- (1) 提出書類
  - ① 参加資格確認申請書 (様式1)
  - ② 会社概要書 (様式2)
  - ③ 契約実績書 (様式3) 及び契約書の写し
  - ④ 主担当者実績書 (様式4)
  - ⑤ 決算報告書  
直近1年分に係る決算報告一式 (直近の株主総会で議決を得たもの)
  - ⑥ 登記簿謄本 (交付から3か月以内、複写可)
  - ⑦ 納税証明書 (複写可)  
本店に係る法人税及び消費税 (国税)。本市に本店又は営業所がある場合は、本市が課税しているものすべて (参加表明書の提出日から遡って3か月以内に発行されたもの)
  - ⑧ 印鑑証明書 (交付から3か月以内、原本)
  - ⑨ 使用印鑑届 (様式5)
  - ⑩ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ (様式6)

※令和5・6年度泉大津市入札参加有資格者の場合、⑤～⑩の提出は不要。
- (2) 提出期間 令和6年12月13日(金)から12月24日(火)午後5時00分
- (3) 提出先 泉大津市 市長公室 人権くらしの相談課
- (4) 提出方法 持参又は配達証明付き郵送サービス(当日必着)により提出すること。持参の場合は、企画提案書提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等(泉大津市の休日に関する条例(平成元年条例第28号)第2条に規定する市の休日)を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

## 7. 質問書の提出及び回答日

- (1) 提出期間 令和6年12月13日(金)から12月20日(金)正午【必着】
- (2) 質問方法 「質問書」(様式7)に団体の名称、担当者氏名、電話番号等を記載し、質問事項を簡潔にまとめて記述し、記載事項を記載した「質問書」(様式7)を電子メールに添付の上、「問い合わせ先」に送付すること。電子メールの件名には「【事業者名】第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託に係る質問」と記載すること。募集要項等、プロポーザル募集に関すること以外の質問及び意見については回答しない。

メールアドレス：[jinken@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:jinken@city.izumiotsu.osaka.jp)

- (3) 回答方法 質問の内容及び回答は、質問者名等を伏せた上で、令和6年12月23日(月)にホームページ上で質疑回答書にて公表する。

(掲載場所：ホーム→各課のページ→市長公室→人権くらしの相談課→重要なお知らせ)

- (4) その他 提出期限を過ぎた質問等、指定した方法以外による質問には回答しないため留意すること。

## 8. 参加資格通知

参加資格審査結果は、令和6年12月25日(水)に様式1に記載している担当者へ電子メールにより通知する。

## 9. 提案書類等の提出

参加資格を得た団体は、仕様書の内容を踏まえ、提案書等以下の書類を作成し、正本1部、副本6部(複写可)の計7部を提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

- (1) 提案書類
  - ア 提案書(様式8)
  - イ 企画書(A4版 様式自由)
  - ウ 見積書(A4版 様式自由、必ず見積金額に対する内訳書を添付すること。)
  - エ 工程計画表(A4版 様式自由)
  - オ 業務実施体制調書(様式9)
- (2) 提出期限 令和7年1月31日(金)午後5時00分まで
- (3) 提出先 泉大津市 市長公室 人権くらしの相談課
- (4) 提出方法 持参又は配達証明付き郵送サービス(当日必着)により提出すること。持参の場合は、企画提案書提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等(泉大津市の休日に関する条例(平成元年条例第28号)第2条に規定する市の休日)を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (5) 提出書類の作成要領
  - ア 提案書(様式8)

イ 企画書（A4 版 様式自由）

- ・仕様書の内容を踏まえ、PR したいポイントや提案趣旨などを簡潔・明確にわかりやすく、具体的に記載すること。
- ・提案内容は見積書金額内で実現可能な範囲とし、プロポーザル終了後の契約締結時には、実現を約束したものとみなす。

ウ 見積書（A4 版 様式自由、必ず見積金額に対する内訳書を添付すること。）

- ・消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。
- ・業務内容別に積算根拠を具体的に示す内訳書を添付すること。
- ・各年度別に、見積書及び内訳書を作成すること。
- ・「2. 業務の概要」の「(4) 業務費限度金額」を超える金額の場合は失格とする。

エ 工程計画表（A4 版 様式自由）

オ 業務実施体制調書（様式 9）

(6) 提出書類作成の留意事項

- ア 提出書類は、必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とする。所定の様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査するため、十分に注意すること。
- イ 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めない。
- ウ 企画書には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。
- エ 提出書類の差替えは認めない。
- オ 提出書類の返却はしない。
- カ 提出書類等の著作権は申請者に帰属するが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- キ 申請に要する経費については、申請者の負担とする。
- ク 提出書類は、泉大津市情報公開条例（平成 10 年泉大津市条例第 10 号）に基づく開示請求対象の公文書となる。

## 10. 企画書の作成について

企画書を作成する際は、以下を市の考え方として参考にすること。

(1) 業務に関する基本的な考え方

社会情勢が大きく変化する現代において、本市が男女共同参画社会を推進するために、総合的かつ実効性の高い取組みが進められるよう、次期計画策定の考え方を示すこと。

(2) 業務内容について

- ①男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消と多様性を尊重する考え方を浸透させていくことが重要となるため、ジェンダーギャップ解消に向けた具体的な取組みについて提案を行うこと。
- ②本市において、男女共同参画社会を持続可能なものとして発展させるためには、行政だけでなく、市民（特に次世代を担う若年層）や事業所も含む、あらゆる人々がお互い

を尊重し、協働して同じ方向に向かって取り組んでいくことが重要であることから、次期計画の策定にあたっては、アンケート調査に限らず、多様な主体が参加し意向を把握できる仕組みや手法について提案を行うとともに、本市における男女共同参画社会の考え方を市民一人ひとりが自分事として捉えることができるような手法についても提案すること。

- ③男女共同参画の必要性を市民の暮らしにも反映させることができるよう、次期計画の策定においては、市の様々な施策においてジェンダー視点を取り入れること。
- ④上記以外に、本要項及び仕様書の内容にとらわれず、独自提案がある場合は、提案すること。

## 11. 参加辞退

参加資格審査申請書を提出後に参加辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」（様式 10）に記載し、電子メールにより提出すること。

参加辞退届提出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時 00 分まで

## 12. 提案の無効に関する事項

次の事項に 1 つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 本募集要項の「3. 参加資格」を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載があったとき。
- (6) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

## 13. 事業者の選定

「第 4 次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、第 1 次審査（書類選考）及び第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）を行う。

審査基準に基づき、選定委員会において、最高得点を得た者を最優秀提案者として選定する。2 番目に高い得点の者を次点者とする。また、合計点数 750 点のうち 450 点に満たない場合は失格とする。なお、応募が 1 者であっても審査し、適否を判断する。

### (1) 審査の方法及び留意事項

ア 選定委員会及び事務局において、別紙審査基準のとおり、書類審査による第 1 次審査を行い、第 2 次審査の対象者として選定する。なお、第 1 次審査の合計点数 250 点のうち 150 点に満たない場合は、失格とする。

イ 第 2 次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定委員が審査項目に基づ

いて各自採点を行う。その後、第1次審査の点数と合算し、最高得点を得た者を最優秀提案者、2番目に高い得点の者を次点者とする。

ウ 第1次審査、第2次審査とも、合計点が複数者同点となった場合は、見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同額の場合は委員の投票により決定する。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。

オ 審査項目及び配点等は、「審査基準配点表」のとおりである。

(2) 第1次審査（書類選考）の結果通知

提案書等について第1次審査（書類選考）結果の上位3者を第2次審査の対象とする。令和7年2月4日（火）に様式1に記載している担当者へ電子メールにより通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア 実施予定日 令和7年2月14日（金）【予定】

※実施場所及び実施時間は、個別に連絡する。

※参加できない者は失格とする。

イ 時間配分 各事業者プレゼンテーション20分以内、その後ヒアリングを20分程度行う。

ウ その他

① 本業務の主担当者がプレゼンテーションを行うこと。

② 企画書、見積書、工程計画表に基づき、プレゼンテーションを行うこと。

③ 「9. 提案書類等の提出」の「(1) 提出書類イ・エ・オ」を補完する資料として、Microsoft PowerPoint形式のデータを投影したプレゼンテーションを行うことを可とする。なおこの場合は、以下のとおり、あらかじめ事務局へデータを提出すること。提出後にデータを修正し、プレゼンテーションを行うと失格となるため留意すること。

提出方法：電子メール ※受信確認のため、提出した旨を電話で連絡すること。

提出期限：令和7年2月12日（水）正午まで

④ パワーポイント、プレゼンテーションソフトを使用しても紙媒体の資料は用意すること。ただし、追加の資料配布は認めない。

⑤ プレゼンテーションの出席は3名までとする。

⑥ 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないこと。

(4) 選定結果通知（第2次審査の結果通知）について

第2次審査についても、別紙の審査基準に基づき評価する。第1次審査（250点満点）と第2次審査（500点満点）の合計が、最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。令和7年2月中旬（予定）に様式1の担当者へ「選定結果通知書」を電子メールにて送付する。

「選定結果通知書」では採点結果を記載し、優先交渉権者として選定された事業者及び次点となった事業者には、その旨も通知する。なお、第1次審査と第2次審査の合計が450点に満たない場合は失格する。

(5) 審査結果の公表

上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザル結果を泉大津市ホームページで公開する。

## 14. 契約について

(1) 契約方法

- ①選定委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（優先交渉権者）が、第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託（随意契約）の委託候補者となる。
- ②業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
- ③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。但し、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部または一部を免除することができるものとする。

## 15. その他

- (1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本募集要項及び仕様書等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

## 16. 問い合わせ先

泉大津市 市長公室 人権くらしの相談課  
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号  
電話：0725-33-1131（内線）2450・2451  
ファックス：0725-21-0412  
メールアドレス：jinken@city.izumiotsu.osaka.jp